

委任状

株式会社愛媛CATV御中

代理人

住所

氏名(自署)

上記の者に、下記の権限を委任します。

頼む内容を記入してください。(例:スマホの新規契約)

年 月 日

委任者

住所

氏名(自署)



サイン不可

生年月日 年 月 日

以上

⚠️ 必ずすべての項目を記入の上、窓口にお持ちください。未記入欄がある場合、委任状は無効となります。

⚠️ 代理人・委任者それぞれの本人確認書類が必要です。

(本人であることが確認できる書類)

顔付きマイナンバーカード、運転免許証(国際免許証は除く)、日本国パスポート(有効期限内・住所の記載があるもの)、外国人登録証明書(有効期限内)、身体障がい者手帳(有効期限内・住所の記載があるもの)、特別永住者証明書(有効期限内)、顔写真付き住民基本台帳カード(有効期限内)、資格確認書+住民票(住民票は発行から3ヶ月以内・健康保険証は不可)

お手続きには本人確認書類が必要です

以下をご確認いただき、ご準備の上ご来店をお願い申し上げます。

委任状からのお手続き

…代理人・委任者それぞれの本人確認書類が必要です

本人確認書類一覧

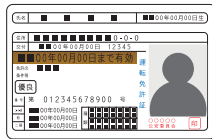
ご契約者様の氏名・住所・生年月日の記載があり、申込書に記載の内容と一致している書類が必要です。
1点のみで本人確認ができる書類でも、現住所と異なる場合は合わせて補助書類も必要です。



個人のかた

1点で
本人確認が
できる書類

運転免許証(または運転経歴証明書)



- 有効期限内のもの
- 都道府県公安委員会発行のもの
- 国際運転免許証除く
- 運転経歴証明書は平成24年4月1日以降に交付されたもの

マイナンバーカード(個人番号カード)



- 通知カード(紙製)は本人確認書類として使用できません。
- ウラ面は絶対にコピーをとってはいけません。

- ◆身体障がい者手帳
- ◆精神障がい者保健福祉手帳(障がい者手帳)
- ◆療育手帳

いずれか1つ



- 有効期限内のもの
 - 住所の記載があるもの
- ※住所の記載がない場合は補助書類(下記参照)が必要

- ◆在留カード
- ◆外国人登録証明書
- ◆特別永住者証明書

いずれか1つ



- 有効期限内のもの

住民基本台帳カード



- 有効期限内のもの
- 顔写真付きカードのみ有効

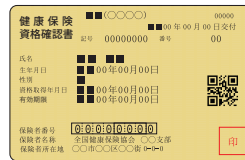
補助書類と
合わせて
本人確認が
できる書類

日本国パスポート



- 有効期限内のもの
- 申込者の氏名・生年月日が一致していること

資格確認書

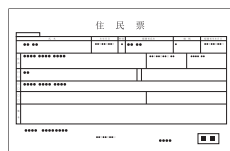


- 有効期限内のもの
- 申込者の氏名・生年月日が一致していること

※健康保険証は不可

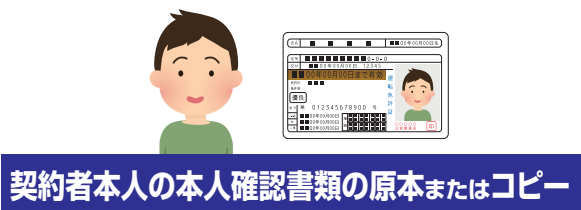
補助書類

補助書類のみでは本人確認はできません。

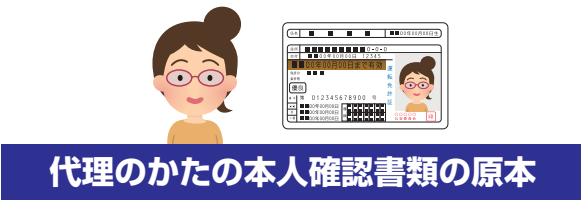


- ◆住民票
発行から3カ月以内のもの
- ◆公共料金の領収書(電気・ガス・水道のいずれか)
発行から3カ月以内で住所の記載があるもの
領収書の宛名はご契約者名義に限ります

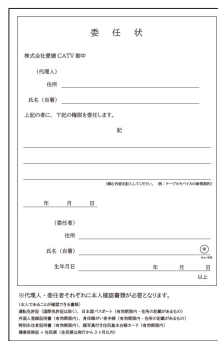
代理のかた



契約者本人の本人確認書類の原本またはコピー



代理のかたの本人確認書類の原本



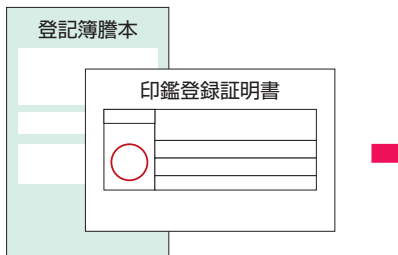
委任状

◆代理のかたがお手続きされる場合、**双方の本人確認書類と委任状**が必要です。

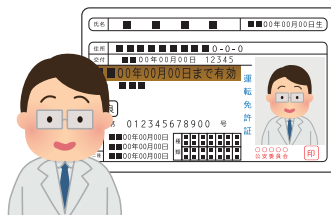
※委任状は弊社ホームページからダウンロード可能です(郵送も可)

代理のかたおよび契約者本人の本人確認書類は、個人の本
人確認書類一覧にそってご用意ください。

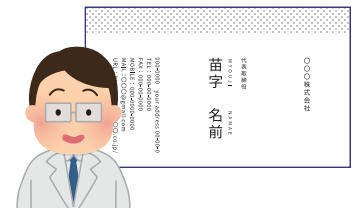
法人のかた



登記簿謄本または印鑑登録証明書



申込書記入者の本人確認書類



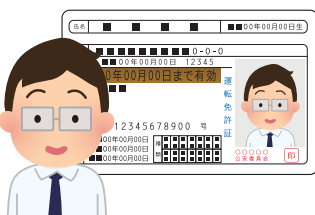
申込書記入者の社員証または名刺

個人事業主のかたは、個人の本人確認書類一覧にそってご用意ください。
代表者の氏名・住所・生年月日が申込書と同一の必要があります。

※お申し込みには必ず社印が必要です。



官公庁のかた



ご担当者の本人確認書類



ご担当者の名刺

ご担当者の本人確認書類は、個人の本
人確認書類一覧にそってご用意
ください。